

# みよし市の新婚さんへ 新生活のスタートアップ費用を 最大60万円 支援します!!



対象期間: 令和7(2025)年1月1日から令和8(2026)年3月13日まで

## Q. 誰が支援を受けられるの？

A. 次の要件を満たす世帯です！

- ▶ 対象期間に婚姻した夫婦
- ▶ 婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下
- ▶ 夫婦の令和6(2024)年分所得の合計額が500万円未満
- ▶ 夫婦ともに市内の住宅の所在地に住民票がある

※その他要件あり

(事前にご相談ください)

## Q. どんな費用が対象？

- A. 対象期間に婚姻し、令和7(2025)年4月以降に支払った次の費用が対象です！
- ▶ 新居の住宅購入費
  - ▶ 新居の住宅借借費用
  - ▶ 新居のリフォーム費用
  - ▶ 新居への引越費用

受付: 令和7(2025)年6月1日から

令和8(2026)年3月13日まで

詳細については以下からご確認ください。

みよし市こども政策課 (みよし市役所2階⑦番窓口)

電話: 0561-32-8034 (平日/午前9時から午後5時まで)

メール: [kodomo@city.aichi-miyoshi.lg.jp](mailto:kodomo@city.aichi-miyoshi.lg.jp)



みよし市HP

## みよし市結婚新生活支援補助金

### 補助対象者

次の1～7の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- 1 令和7（2025）年1月1日から令和8（2026）年3月13日の間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 2 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- 3 夫婦の令和6（2024）年分所得の合算額が500万円未満
- 4 市内に住宅があり、夫婦ともに住宅の所在地に住民登録をしている
- 5 他の公的制度による家賃補助を受けていない
- 6 夫婦ともに過去にこの補助金を受けていない
- 7 夫婦ともに市税を滞納していない

### 補助対象経費

令和7（2025）年4月1日から令和8（2026）年3月13日の間に婚姻を機に支払った費用が対象となります。

- 1 住宅購入費
- 2 新居の住宅賃借費用（家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）  
※勤務先から住宅手当を受けている場合は、その分を除く  
※家賃及び共益費は**3か月分**に限る
- 3 新居のリフォーム費用  
※倉庫および車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽などの外構に係る工事費用、エアコンなどの家電購入費用および設置費用は除く
- 4 新居への引越費用

（注）申請には領収書などの添付書類が必要です。

申請を検討されている場合は、領収書などを必ず保管しておいてください。

### 補助上限額

- ・婚姻日における年齢が夫婦ともに29歳以下の世帯 1世帯あたり60万円
- ・上記以外の世帯 1世帯あたり30万円

### 申請期間

令和7（2025）年6月1日から令和8（2026）年3月13日まで

### 申請方法

補助対象経費の支払い後、交付申請書に必要書類を添付し、こども政策課窓口へ直接提出

※要件を確認したうえで必要書類を案内します。事前にご相談ください。

### 申請書類

<必ず提出が必要な書類> ※市の公簿で確認できるものについては省略可

- 1 みよし市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 2 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
- 3 住民票の写し
- 4 夫婦の前年の所得を証明する書類
- 5 夫婦の納税状況を証明する書類

<該当する場合に提出が必要な書類>

- 1 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（該当する場合）
- 2 住宅の売買契約書および領収書の写し（住宅を購入した場合）
- 3 住宅の工事請負契約書および領収書の写し（住宅を新築し、またはリフォームした場合）
- 4 住宅の賃貸借契約書および領収書の写し（住宅を賃借した場合）
- 5 引越費用に係る領収書の写し（引越費用がある場合）
- 6 住宅手当等支給状況証明書（様式第2号）（住宅を賃借した場合）